

松江市告示第 552 号

松江市保育所等入所不承諾証明書交付要領を次のように定める。

令和 4 年 12 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市保育所等入所不承諾証明書交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、松江市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が保育所等の入所を不承諾としたことを証明することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ㉑ 保育所等 松江市保育所等における保育の実施に関する規則(平成 26 年松江市規則第 50 号。以下「規則」という。) 第 2 条に規定する保育所等をいう。
- ㉒ 入所申込者 規則第 3 条第 1 項の規定により保育所等の入所申込みを行った者をいう。

(保育所等入所不承諾証明の申請)

第 3 条 入所申込者は、保育所等の入所が不承諾であった証明が必要な場合は、保育所等入所不承諾証明交付申請書（様式第 1 号）により、福祉事務所長に申請しなければならない。

(保育所等入所不承諾証明)

第 4 条 福祉事務所長は、前条の規定による申請があった場合で、当該申請をした入所申込者の児童の保育所等の入所を不承諾とした事実を確認したときは、保育所等入所不承諾証明書（様式第 2 号）を交付するものとする。

(手数料の徴収)

第 5 条 入所申込者は、第 3 条の規定による申請をする際は、松江市手数料徴収条例（平成 17 年松江市条例第 69 号）第 2 条第 1 項第 72 号の規定による手数料を前納しなければならない。

2 前項の手数料は、当該保育所等の入所が不承諾であった児童 1 人につき 1 件として徴収する。

- 3 福祉事務所長は、前項の規定により手数料を徴収した場合は、保育所等入所不承諾証明手数料領収書（様式第3号）を交付するものとする。

附 則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

## 保育所等入所不承諾証明交付申請書

（あて先）松江市長

<b>申請者</b> （父又は母）	住 所 〒		
	フリガナ		児童 との続柄
	氏 名		
	電話番号		
<b>証明の必要な人</b> （父又は母）	住 所 〒		
	フリガナ		児童 との続柄
	氏 名		
	電話番号		
申請者と同一の場合は記入不要です。			
<b>使用目的</b>	<input type="checkbox"/> 育児休業を延長するため。 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ その他の場合は使用目的を具体的に記載してください。		
該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> してください。			

児童氏名	生年月日
	年 月 日

- ※ 当該申請は、入所の申込みをした保護者（父及び母）のみ行うことができます。
- ※ 申請者は、当該申請時に本人確認書類（個人番号カード・運転免許証など）を提示してください。
- ※ 当該申請時に証明書交付手数料を前納しない場合は、当該申請は受け付けません。
- ※ 保育所等入所不承諾証明書は、証明の必要な人（父又は母）の住所に後日郵送します。

松江市記入欄			
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/>	証明書交付手数料	件 × 300円 = 円

様

## 保育所等入所不承諾証明書

下記の児童の.....年 月入所が不承諾であったことを証明します。

記

児童氏名：.....様

生年月日：.....年 月 日生

年 月 日

松江市福祉事務所長

印

領 収 書

住所

金額		円
----	--	---

氏名

様

摘要	保育所等入所不承諾証明	円×	件
----	-------------	----	---

令和  
会計  
細節

年度

款 項 目 節

上記のとおり領収しました。

年 月 日 松江市長 氏 名

領収済印	
------	--